

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第4条の2の6第1項第9号の規定に基づき、市長が定める基準は、次に掲げるものとする。

1 点検基準

- (1) 炉の位置、構造及び管理が、江別市火災予防条例(昭和50年条例第24号。以下「条例」という。)第3条に定める基準によっていること。
- (2) ふろがまの位置、構造及び管理が、条例第3条の2に定める基準によっていること。
- (3) 温風暖房機の位置、構造及び管理が、条例第3条の3に定める基準によっていること。
- (4) 厨房設備の位置、構造及び管理が、条例第3条の4に定める基準によっていること。
- (5) ボイラーの位置、構造及び管理が、条例第4条に定める基準によっていること。
- (6) ストーブ（移動式のものを除く。）の位置、構造及び管理が、条例第5条に定める基準によっていること。
- (7) 壁付暖炉、ペチカ及びオンドルの位置、構造及び管理が、条例第6条に定める基準によっていること。
- (8) 乾燥設備の位置、構造及び管理が、条例第7条に定める基準によっていること。
- (9) サウナ設備の位置、構造及び管理が、条例第8条に定める基準によっていること
- (10) 簡易湯沸設備の位置、構造及び管理が、条例第9条に定める基準によっていること。
- (11) 給湯湯沸設備の位置、構造及び管理が、条例第10条に定める基準によっていること。
- (12) 掘ごたつ及びいろりの位置、構造及び管理が、条例第11条に定める基準によっていること。
- (13) ヒートポンプ冷暖房機の位置、構造及び管理が、条例第11条の2に定める基準によっていること。
- (14) 火花を生ずる設備の位置、構造及び管理が、条例第12条に定める基準によっていること。
- (15) 放電加工機(加工液として法第2条第7項に規定する危険物を用いるものに限る。)の位置、構造及び管理が、条例第12条の2に定める基準によっていること。
- (16) (1)から(15)までの規定にかかわらず、現に条例第20条の3の規定が適用されている場合にあつては、引き続き、消防長が同条の適用を認めた状況で維持されていること。
- (17) 液体燃料を使用する器具の取扱いが、条例第21条に定める基準によっていること。
- (18) 固体燃料を使用する器具の取扱いが、条例第22条に定める基準によっていること。
- (19) 気体燃料を使用する器具の取扱いが、条例第23条に定める基準によっていること。
- (20) 電気を熱源とする器具の取扱いが、条例第24条に定める基準によっていること。
- (21) 火消つばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いが、条例第25条に定める基準によっていること。
- (22) (17)から(21)までの規定にかかわらず、現に条例第25条の2の規定が適用されている場合にあつては、引き続き、消防長が同条の適用を認めた状況で維持されていること。
- (23) 喫煙等が、条例第26条に定める基準によっていること。

- (24) がん具用煙火が、条例第29条に定める基準によっていること。
- (25) 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いが、条例第33条に定めるもののほか、条例第34条の2から第34条の8まで（第34条の6を除く。）に定める基準によっていること。
- (26) 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いが、条例第37条に定める基準によっていること。
- (27) 綿花類等の貯蔵及び取扱いが、条例第38条に定める基準によっていること。
- (28) (25)から(27)までの規定にかかわらず、現に条例第38条の3の規定が適用されている場合にあつては、引き続き、消防長が同条の適用を認めた状況で維持されていること。
- (29) 消火器具が、条例第39条第1項に定める基準により設けられていること。
- (30) 避難器具が、条例第42条第1項に定める基準により設けられていること。
- (31) (29)及び(30)の規定にかかわらず、現に条例第43条の2の規定が適用されている場合にあつては、引き続き、消防長が同条の適用を認めた状況であること。

2 点検票及び点検要領

- (1) この点検基準に基づく点検票は、別記様式のとおりとする。
- (2) この点検基準に基づく点検要領は、別記のとおりとする。
- (3) (1)の規定に基づく点検票は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の2第1項の規定に基づく報告の際、規則第4条の2の4第3項に定める報告書に添付すること。

別記様式

(その6)

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容	
		判 定	不 備 内 容		
火を使用する設備の位置・構造及び管理等	火を使用する設備等	設 備 の 位 置	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
		設 備 の 管 理	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否			
	条例第20条の3の適用	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	器具等	火を使用する器具等	器 具 の 取 扱 い	<input type="checkbox"/> 適	
				<input type="checkbox"/> 否	
		条例第25条の2の適用	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否			
	火の使用に関する制限等	火の使用に関する制限等	喫 煙 等 の 制 限	<input type="checkbox"/> 適	
				<input type="checkbox"/> 否	
が ん 具 用 煙 火 の 制 限		<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			

(その7)

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い	貯 蔵 又 は 取 扱 い 数 量	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	火 気 の 使 用 制 限	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	漏 れ ・ あ ふ れ 又 は 飛 散 の 防 止	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	容 器	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	少 量 危 険 物	計 器 類 に 関 す る 監 視	<input type="checkbox"/> 適	
			<input type="checkbox"/> 否	
		タ ン ク 本 体	<input type="checkbox"/> 適	
			<input type="checkbox"/> 否	
		配 管	<input type="checkbox"/> 適	
			<input type="checkbox"/> 否	
条例第38条の3の適用	<input type="checkbox"/> 適			
	<input type="checkbox"/> 否			

備考

- 1 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入して下さい。
- 2 状況及び措置内容の欄は、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入して下さい。
- 3 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と、記入して下さい。

別記様式

(その8)

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容	
		判 定	不 備 内 容		
指 定 可 燃 物 貯 蔵 等 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い	可 燃 性 液 体 類 等	火 気 の 使 用 制 限	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
		漏 れ ・ あ ふ れ 又 は 飛 散 の 防 止	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
		容 器	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
	計 器 類 に 関 す る 監 視	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	タ ン ク 本 体	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	配 管	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	綿 花 類 等	火 気 の 使 用 制 限	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
集 積 単 位		<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
計 器 類 に 関 す る 監 視 (廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合)	<input type="checkbox"/> 適				
	<input type="checkbox"/> 否				
条 例 第 3 8 条 の 3 の 適 用		<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			

備考

- 1 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入して下さい。
- 2 状況及び措置内容の欄は、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入して下さい。
- 3 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と、記入して下さい。

別記

第1 火を使用する設備の位置、構造及び管理等

1 留意事項

- (1) 点検の対象とする火を使用する設備等は、炉、ふろがま、温風暖房器、厨房設備、ボイラー、ストーブ、壁付暖炉・ペチカ及びオンドル、乾燥設備、サウナ設備、簡易湯沸設備、給湯湯沸設備、掘ごたつ及びいろり、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機とすること。
- (2) 点検の対象とする火を使用する器具等は、液体燃料を使用する器具、固体燃料を使用する器具、気体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具、使用に際し火災の発生のおそれのある器具とすること。
- (3) 条例で定められた火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取扱いその他火の使用に関する制限等の基準に適合していないと認められる場合は、立会者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
- (4) 届け出を要する火を使用する設備等を設置している場合は、消防長又は消防署長に届け出されている内容を確認すること。
- (5) 条例第20条の3及び条例第25条の2の規定が適用されている設備等については、消防長又は消防署長に認められていることを確認すること。

2 点検方法等

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
火を使用する設備の位置・構造及び管理等	設備の位置	設備の位置について目視により確認すること。	設備から一定の数値以上の距離を要する建築物等の部分及び可燃性の物品に炭化状態が見られないこと。 ただし、火花を生ずる設備・放電加工機を除く。
	設備の管理	設備の管理の状況について関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	1 設備及びその付属設備に破損、亀裂及び燃料漏れがないこと。 ただし、掘ごたつ及びいろりを除く。 2 厨房設備の天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の清掃が行われていること。
	条例第20条の3の適用	1 設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から条例第20条の3の規定を適用された場合については、特例認定申請書の写し等により、当該設備の位置、構造及び管理の状況について確認すること。 2 特殊の設備を用いることにより、条例第20条の3の規定を適用された場合については、特例認定申請書の写し等により、特例が認められた特殊の設備の設置について確認	1 特例認定申請書の写し等により、当該特例が認められた設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況に変更がないこと。 2 特例認定申請書の写し等により、当該特例が認められた特殊の設備が存すること。

火を使用する設備の位置・構造及び管理等	器具の取扱い	<p>すること。</p> <p>器具の取扱いについて関係のある者の聴取及び目視により確認すること。</p>	<p>1 器具から一定の数値以上の距離を要する建築物等の部分及び可燃性の物品に炭化状態が見られないこと。</p> <p>2 不燃性の床上又は台上で使用していること。</p>
	条例第25条の2の適用	<p>1 器具の取扱い及び範囲の状況から条例第25条の2の規定を適用された場合については、特例認定申請書の写し等により、当該器具の取扱い及び範囲の状況について確認すること。</p> <p>2 特殊の器具を用いることにより、条例第25条の2の規定を適用された場合については、特例認定申請書の写し等により、特例が認められた特殊の器具の設置について確認すること。</p>	<p>1 特例認定申請書の写し等により、当該特例が認められた器具の取扱い及び範囲の状況に変更がないこと。</p> <p>2 特例認定申請書の写し等により、当該特例が認められた特殊の器具が存すること。</p>
	喫煙等の制限	<p>1 条例に基づき火の使用に関する制限がされている場所（以下「禁止場所」という。）において、喫煙し、裸火を使用し又は火災予防上危険な物品の持ち込み（以下「禁止行為」という。）を行っていないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。</p> <p>2 禁止場所には、条例で定める標識が設置されているか目視により確認すること。</p> <p>3 禁止場所を有する防火対象物には、吸い殻容器を設置した喫煙所を設け、条例で定める標識が設置されているか目視により確認すること。</p>	<p>1 禁止場所において、禁止行為が行われないよう措置されていること。</p> <p>なお、消防長又は消防署長から禁止場所での禁止行為について火災予防上支障がないと認められている場合は、劇場等の裸火使用・危険物品持ち込み申請書等の書類により確認すること。</p> <p>2 禁止場所には、条例に定める標識が設置されていること。</p> <p>3 吸い殻容器を設置した喫煙所が設けられ、条例で定める標識が設置されていること。</p>
がん具用煙火の制限	<p>がん具用煙火を火薬類取締法施行規則で定める数量の五分の一以上取り扱っている場合は、貯蔵又は取扱いの状況について関係のある者の聴取及び目視により確認すること。</p>	<p>ふたのある不燃性の容器に入れるか、防炎処理した覆いをしていること。</p>	

第2 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い

1 留意事項

- (1) 条例で定められた指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に適合していないと認

められる場合は、立会者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。

- (2) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に掲げる指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている場合は、消防長に届け出されている内容を確認すること。
- (3) 地下タンクからの危険物の漏れの有無は、漏えいを検知する設備により確認すること。
- (4) 条例第38条の3の規定が適用されている場合については、消防長又は消防署長に認められていることを確認すること。

2 点検方法等

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法	
指定 数量 未 満 の 危 険 物 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い	貯蔵又は取扱い数量	危険物の貯蔵又は取り扱う数量について関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	指定数量以上の危険物が貯蔵又は取扱いされていないこと。	
	火 気 の 使 用 制 限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	みだりに火気が使用されていないこと。	
	漏れ、あふれ又は飛散の防止	危険物が漏れ、あふれ又は飛散していないか目視により確認すること。	危険物が漏れ、あふれ又は飛散していないこと。	
	容 器	危険物を貯蔵又は取り扱う容器に破損、腐食、さけめ等がないか目視により確認すること。	容器に密栓不良、破損、著しい腐食、さけめ等がないこと。	
	少 量 危 険 物	計器類に関する監視	適正な温度、湿度又は圧力が保たれているか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	設置された計器類（温度計、湿度計、圧力計等）が機能していること。
		タンク本体	1 タンク（地下タンクは除く。）にさびがないか目視により確認すること。 2 引火防止装置に損傷、目詰まり、腐食がないか目視により確認すること。 3 流出を防止するための措置について目視により確認すること。	1 タンクに著しいさびがないこと。 2 引火防止装置に目詰まり、著しい損傷及び腐食がないこと。 3 流出を防止するための措置に著しい破損、亀裂等がないこと。
		配 管	配管に腐食及び損傷がないか目視により確認すること。 なお、埋設配管の場合にあっては、点検箱内の配管接合部分の状況を目視により確認する。	著しい腐食及び損傷がないこと。
	条例第38条の3の適用		1 危険物の品名及び数量、貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から条例第38条の3の規定を適用された場合については、特例認定申請書の写し等により、当該危険物の品名及び数量、貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況について確認すること。 2 予想しない特殊の構造又は設備を用いることにより、条例第38条の3の規定を適用された場合については、特例認定申請書の写し	1 特例認定申請書の写し等により、当該特例が認められた危険物の品名及び数量、貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況に変更がないこと。 2 特例認定申請書の写し等により、当該特例が認められた特殊の構造に変更がないこと、又は特殊の設備が存すること。

		等により、特例が認められた特殊の構造又は設備について確認すること。	
--	--	-----------------------------------	--

第3 指定可燃物等の貯蔵及び取扱い

1 留意事項

- (1) 条例で定められた指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に適合していないと認められる場合は、立会者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
- (2) 条例で定められた数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、定められた数量以上）の指定可燃物を貯蔵し又は取り扱っている場合は、消防長に届け出されている内容を確認すること。
- (3) 地下タンクからの可燃性液体及び指定数量5分の1以上指定数量未満の動植物油類の漏れの有無は、漏えいを検知する設備により確認すること。
- (4) 条例第38条の3の規定が適用されている場合については、消防長又は消防署長に認められていることを確認すること。

2 点検方法等

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法	
指定可燃物等の貯蔵及び取扱い	可燃性液体類等	火気の使用制限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	みだりに火気を使用されていないこと。
	可燃性液体類等	漏れ、あふれ又は飛散の防止	可燃性液体類等が漏れ、あふれ又は飛散していないか目視により確認すること。	可燃性液体類等が漏れ、あふれ又は飛散していないこと。
	可燃性液体類等	容 器	可燃性液体類等を貯蔵又は取り扱う容器に破損、腐食、さけめ等がないか目視により確認すること。	容器に密栓不良、破損、著しい腐食、さけめ等がないこと。
	可燃性液体類等	計器類等に関する監視	適正な温度、湿度又は圧力が保たれているか関係ある者の聴取及び目視により確認すること。	設置された計器類（温度計、湿度計、圧力計等）が機能していること。
	可燃性液体類等	タンク本体	1 タンク（地下タンクは除く）にさびがないか目視により確認すること。 2 流出を防止するための措置について目視により確認すること。	1 タンクに著しいさびがないこと。 2 流出を防止するための措置に著しい破損、亀裂等がないこと。
	可燃性液体類等	配 管	配管に腐食及び損傷がないか目視により確認すること。 なお、埋設配管の場合にあっては、点検箱内の配管接合部分の状況を目視により確認する。	著しい腐食及び損傷がないこと。
綿花類等	綿花類等	火気の使用制限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	みだりに火気を使用されていないこと。
	綿花類等	集 積 単 位	集積単位相互間の距離が保たれているか目視又は関係のある者の聴取により確認すること。	一集積単位の面積に応じた集積単位相互間の距離が保たれていること。
	綿花類等	計器類に関する監視	1 温度測定装置の設置の有無	1 温度測定装置が設置されている

	視（廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合）	<p>を目視により確認すること。</p> <p>2 水分管理又は温度、可燃性ガス濃度の監視による廃棄物固形化燃料等の発熱の状況の監視に関する実施状況を関係のある者の聴取及び目視により確認すること。</p>	<p>こと。</p> <p>2 設置された計器類（温度、水分量又は可燃性ガスを測定する装置等）が機能し、水分管理又は発熱状況の監視が適切に実施されていること。</p>
	条例第38条の3の適用	<p>1 指定可燃物の品名及び数量、貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から条例第38条の3の規定を適用された場合については、特例認定申請書の写し等により、当該指定可燃物の品名及び数量、貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況について確認すること。</p> <p>2 予想しない特殊の構造又は設備を用いることにより、条例第38条の3の規定を適用された場合については、特例認定申請書の写し等により、特例が認められた特殊の構造又は設備について確認すること。</p>	<p>1 特例認定申請書の写し等により、当該特例が認められた指定可燃物の品名及び数量、貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況に変更がないこと。</p> <p>2 特例認定申請書の写し等により、当該特例が認められた特殊の構造に変更がないこと、又は特殊の設備が存すること。</p>

第4 消防用設備等

1 留意事項

- (1) 防火対象物又はその部分の用途、規模等により、条例に規定されている必要な消防用設備等が設置されていることを確認すること。
- (2) 前号の確認結果については、「消防法施行規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件」（平成14年消防庁告示第8号）中、別記様式第2（その4）及び（その5）に記入すること。
 なお、この場合、条例第43条の2の規定が適用されている消防用設備等については、「令32条の適用」欄に併せて記入すること。
- (3) 防火対象物が消防法施行令（昭和36年政令第37号）第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているとして、それぞれ別の防火対象物とみなし、消防用設備等の設置基準が適用されたものにあつては、当該区画が適切であるかを確認し、当該区画が適切でない場合にあつては、当該区画が無いものとして消防用設備等の設置基準を適用した結果を、各点検項目ごとに「状況及び措置内容」の欄に記入し、適合しないものについては「不備内容」の欄に記入すること。
- (4) 条例第43条の2の規定が適用されている消防用設備等については、消防長又は消防署長に認められていることを確認すること。
- (5) 無窓階に相当しないとして消防用設備等の設置基準を適用した場合にあつては、避難上又は消火活動上有効な開口部の大きさ等について確認すること。

2 点検方法等

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
消 防 用 設 備 等	消 火 器	1 条例の設置に係る基準に従って設置されていることを、防火対象物使用開始（内容変更）届出書又は消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。 2 目視により防火対象物又はその部分に消火器の設置の有無を確認すること。	防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に適応する消火器が設置されていること。
	避 難 器 具	1 条例の設置に係る基準に従って設置されていることを、防火対象物使用開始（内容変更）届出書又は消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。 2 防火対象物の状況又は他の設備等の設置により、設置の減免をしたものについては、その状況又は当該設備等の設置について確認すること。 3 目視により防火対象物又はその部分に避難器具の設置の有無を確認すること。	1 防火対象物の階の用途、構造、規模に応じ適応する避難器具が設置されていること。 2 当該防火対象物の位置、構造又は設備の状況により、避難上支障がないと認められるものとして、設置個数を減少又は避難器具を設置しないこととしたものについては、その位置、構造又は設備の状況に変更がないこと。
消 防 用 設 備 等	条例第43条の2の適用	1 防火対象物の位置、構造又は設備の状況から条例第43条の2の規定を適用された消防用設備等については、特例認定申請書の写し等により、防火対象物の位置、構造又は設備の状況について確認すること。 2 特殊の消防用設備等又はその他の設備を用いることから、条例第43条の2の規定を適用された消防用設備等については、特例認定申請書の写し等により、特例が認められた特殊の消防用設備等又はその他の設備の設置について確認すること。	1 特例認定申請書の写し等により、当該特例が認められた防火対象物の位置、構造、設備の状況に変更がないこと及び適用された消防用設備等の基準により当該設備等が設置されていること。 2 特例認定申請書の写し等により、当該特例が認められた特殊の消防用設備等その他の設備が存すること。

附則

この告示は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この告示は、令和3年 4月 1日から施行する。